

両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）Q&A
（2023 年度版）

Q 1 「社内ニーズ調査」とは何でしょうか。

A 1 不妊治療と仕事の両立に関して、労働者が求めている制度や支援策について把握するためのものです。新たにアンケート調査を実施することや、既に実施している自己申告制度を活用することが考えられます。

「社内ニーズ調査」の例を厚生労働省のホームページに掲載していますので、ご活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000807623.pdf>

Q 2 両立支援担当者とはどういう方を選任したら良いのでしょうか。

A 2 人事労務担当者や産業保健スタッフ等が考えられます。不妊治療を受ける労働者の相談に対応し、労働者一人ひとりの「不妊治療両立支援プラン」を策定し支援する者として事業主に選任されていれば、資格や役職などは問いません。

厚生労働省では、両立支援担当者をはじめとした人事労務担当者向けの不妊治療と仕事の両立のための制度の導入、環境整備を支援する「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」を作成していますので、ご活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/30k.pdf>

Q 3 「不妊治療両立支援プラン」とはどのようなものでしょうか。

A 3 両立支援担当者が、不妊治療を受ける労働者から利用したい制度・働き方の希望などを聴いた上で、制度の利用予定、その間の業務分担の見直し等の検討も含め、不妊治療と両立しやすい環境整備を図るために策定するプランです。

「不妊治療両立支援プラン」の記載例を申請様式第 2 号に添付していますので、ご活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001111820.pdf>

Q 4 不妊治療休暇制度・両立支援制度を利用できる方は、どのような方でしょうか。雇用保険被保険者に限ってもよいのですか。

A 4 性別や雇用形態を問わず、不妊治療を受ける労働者が対象となります。雇用保険被保険者以外の方も対象に含める必要があります。

なお、助成金の支給対象労働者は、雇用保険被保険者である必要があります。

Q 5 当該助成金の申請に当たり、支給要領に記載されている不妊治療休暇制度（0203）、不妊治療と仕事の両立支援制度（0209 から 0213 まで）について、全てを制度化し、労働協約又は就業規則に規定する必要がありますか。

A 5 制度については、不妊治療休暇制度（0203）、不妊治療と仕事の両立支援制度（0209 から 0213 まで）のうち、事業主が講じた制度について、労働協約又は就業規則に規定する必要があります。

Q 6 働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）の支給対象となる特別休暇に、不妊治療に係る休暇が入っていますが、両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）との併給はできますか。

A 6 不妊治療のために利用できる特別休暇制度を導入し、「働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）」を受給した中小企業事業主であっても、事業主が講じた不妊治療休暇制度・両立支援制度を利用した雇用保険被保険者が生じるなど、両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）の支給要件を満たした場合は、併給できます。